

プログラムの中間評価に関する意見

中 下 裕 子

今回の委員会は、プログラムの中間評価を行う重要な会合であり、また私自身、海外調査に参加させていただいたこともありますので、ぜひ出席したいと願っていましたが、残念ながら当日は小田原で裁判があつて出席できませんので、書面にて意見を申し上げます。なお、私の計算では、資料 4 の別添リストと参考資料 5 のリスト、資料 4 の本文中の数字が合致しないので、現在確認をお願いしているところですが、とりあえず、資料 4 本文中の数字を前提に意見を述べさせていただきます。

記

1 評価にあたっての考え方について

これまで本プログラムを推進してこられた関係者の方々の努力に対しましては、心より敬意を表しております。しかしながら、本プログラムは、化学物質管理の分野で国際的にも最重要課題のひとつである既存化学物質の毒性データの収集・発信に関し、どうすれば迅速かつ効率的に必要なデータを収集し、わかりやすく発信できるかという手法の開発にかかわるもので、国際的取り組みと比べて遜色がないというだけでなく、世界のモデルとなるような手法の開発を目指すという気概をもって取り組むべきものと思います。その意味で、単にデータの収集・発信を加速させることができたことでよしとせず、さらに世界のモデルとなるような手法を目指すという観点から、問題点を全てピックアップして、その要因分析を行うことにより、さらなる改善につなげていくというのが評価にかかわる者の責務であると思っております。

こうした観点からすれば、中間評価（案）の総括は、評価できる点の指摘にやや重点が置かれており、問題点の指摘が不十分であるように思います。そこで、本プログラムのさらなる進化を願って、以下のとおり問題点を指摘させていただき、皆様のご議論のたたき台としていただければと願っております。

2 評価の基準について

総論の冒頭で、本プログラムの評価の基準について「最終目標である『化

学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成するために、適切なプログラムであったかどうか」と記載されています。確かに最終目標はこの通りかもしれませんが、評価の基準としては、この大目標を達成するために設定された具体的数量目標や期限が達成されたかどうかで判断する必要があると思います。本プログラムにおいては、平成 20 年度末までに、①スポンサー募集対象物質についてスポンサーが得られるか、②目標期限内にデータの収集・発信ができるか、というポイントについて中間評価を行うべきであると考えます。

3 総論の総括について

このようなポイントから、本プログラムの進捗状況を見ると、①についてはスポンサー未登録の物質が未だに相当数あり、現時点で登録が得られる見通しが立ってはいないこと、②については現時点で情報が発信されている物質はなく、平成 20 年度末までにできそうなものも全 124 物質中ごく少数にとどまっていることに照らし、本プログラムの枠組みそのものについて厳しく見直す必要があると思います。

私は、この枠組みが単なる自主的取り組みにとどまっており、関係者の自主的努力のほかには目標達成を促進させる仕組みがないことに問題があったのではないかと思います。海外の事例を見ても、法律でデータ等の登録が義務づけられている EU の REACH はもとよりですが、本プログラムと類似する US チャレンジプログラムにおいても、TSCA Section8 及び Section4 の適用が背景にあり、現地ヒアリングにおいても、EPA の担当官も「ボランティアでできなければこの規則を適用する」というプレッシャーがあることが大きいと認識しており、産業界としても EPA の規則の発動をプログラムを完遂するための有効な手段ととらえている様子でした。このような状況を勘案するならば、Japan チャレンジプログラムに関しても、何らかの強制手段の発動を可能にするような法的枠組みを整備した上で、自主的取り組みの長所をさらに引き出すことが求められていると思います。

また、自主的取り組みの場合、関係者のボランティアな努力を鼓舞するためには、努力が正当に報われ、間違っても努力しない者が得をすることのないように、「公平さ」が強く要求されると思います。本プログラムでは、対象物質

のリストアップの前提となる製造・輸入量の把握が、回収率約 74.5%の承認統計に基づいていることは問題があると思います。この点は、中間評価（案）にも指摘がありましたが、やはり、正確な数量を把握するためには、製造・輸入量の届出を義務づける必要があると思います。その意味でも、法的枠組みを整備することが求められていると思います。

4 各論について

（１）スポンサー未登録物質の取扱いについて

医薬品、食品添加物等他法令の対象物質については、できる限り国として既存情報収集に努めるということだったと思いますが、6 頁の図にリストアップされている 8 物質については、何故既存の情報が収集できなかったのでしょうか。既存情報がないものについては、他法令の規制対象物質であってもやはりデータを収集する必要があると思います。

保留中または検討中の 15 物質については、平成 20 年度末までにスポンサー登録を求め、それでもスポンサーがつかない場合には、前述のように事業者に対する法的義務づけを検討すべきであると思います。これらを放置したり、国が点検することになれば、結局、努力しない者が得をすることになり、自主的取り組みのインセンティブが働かなくなってしまうからです。

（２）国、事業者の取り組み状況について

現時点で安全性情報の収集が終了し、報告書が提出されている物質は 124 物質中わずか 2 物質にとどまっていることは、本プログラムの重大な問題点であると思います。

4 年間という期間設定そのものは、REACH の登録期間（1000 t 以上は 3 年間）と比べても、決して短いとはいえないと思います。やはり、関係者の姿勢や前述のようなプログラムの仕組み（プレッシャーとなる強制手段が背景にないこと）に問題があったと言わざるを得ないと思います。

スポンサー登録物質数も、初年度は 78 物質ですが、2 年目は 80 物質（つまり、わずか 2 物質しか増加していない）、中間評価の 3 年目でも 92 物質にとどまっており、決して順調に進んできたとはいえないように思います。

国の情報発信についても、当初は、「期限前であってもデータが集まり次

第発信していく」ということだったにもかかわらず、一元的なデータベースが構築されたのがようやく 3 年後の平成 20 年 5 月 27 日というのは、あまりにも遅すぎると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

この点については、今後の検討課題として「ある程度期限を明確にして計画的に情報の収集・発信を行う必要がある」と記載されていますが、その前に、なぜ、これ程の遅れが生じたかについて真摯に反省する必要があるのではないのでしょうか。プログラムの期限は「平成 20 年度中」と定められており、その期間（4 年間）も合理的だったのですから、遵守できなかった要因について、関係者の認識やプログラムの枠組みの問題も含めて十分に検討し、その結果を、「ある程度期限を明確にして・・・必要がある」との記載に代えて、率直に記載すべきであると思います。

（3）公表形式について

J-CHECK は、CAS 番号等からの検索システムになっており、一般市民にとっては必ずしも使いやすいものにはなっていないと思います。データベースの利用方法を市民向けにわかりやすく解説したページを設ける必要があると思います。

また、農薬などは一般名からでも検索できるようにしないと市民には利用できないように思います。

現在、Japan チャレンジ関係はほとんど空欄ばかりですので、せめて、いつ頃公表予定であるとか、いつ頃 OECD 評価の公表予定であるなどを記入して解説しておかないと、知らずに検索した人にとっては無駄なデータベースと思われかねないのではないのでしょうか。

5 Japan チャレンジプログラムが有する特性とそれを踏まえた今後の進め方について

現時点で報告書提出が 124 物質中わずか 2 物質のみという進捗状況に照らすならば、「おおむね順調に進展している」とは言えないのではないのでしょうか。

自主的取り組みの柔軟性及び効率性については理解できますが、その特性をさらに活かすためにも、最終的には法的強制手段をとりうるような枠組みを

定める必要があると思います。米国の事例でも TSCA Section8 及び Section 4 の役割は非常に大きいことは明らかです。

目標年次を平成 20 年度末からさらに 4 年間も延長して平成 24 年度末とすることには賛成できません。延長するとしても 1～2 年間とすべきです。

製造・輸入量 1000 t 以下の化学物質の情報収集・発信については、本プログラムの中間評価を行ったうえで検討することになっていたと思いますが、高生産量物質でも自主的取り組みだけでは問題があることを考えるならば、REACH と同様の法的義務づけを検討する必要があると思います。

現在、化審法の見直し議論が行われており、ワーキンググループにおいては、本プログラムの中間評価を踏まえて既存物質の取扱いが検討されることになっております。

本プログラムの中間評価として、製造・輸入量の届出義務やスポンサー未登録物質についてのデータ届出義務等を定める法的枠組みを導入することが検討課題であることを指摘し、化審法の見直し検討会に対して問題提起すべきであると考えます。

最後に、国連のヨハネスブルクサミットの 2020 年目標を達成するためには、遅くとも 2020 年までに既存化学物質に関するデータの収集・発信を終えていなければならないと思います。そのためには、本プログラムが重要な役割を演ずることは言うまでもありません。皆様の熱心なご議論によって、2020 年目標の達成に大いに資するプログラムとなるために、厳しくかつ創造的な中間評価がなされることを、心より願っております。

以上